

様式 4

第 2 4 回高石市入札等監視委員会議事概要

開催日時及び場所	平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日 (火) 午後 6 時 0 0 分～午後 7 時 3 0 分 高石市役所 別館会議室 1 1 1	
出席委員	3 名全員 (大学准教授 1 名、弁護士 1 名、公認会計士 1 名)	
事務局	契約検査課 : 古川課長、武田課長代理、中村主事 土木公園課 : 梅原課長、木邑課長代理、上野係長 建築住宅課 : 松本課長代理 上下水道課 : 伊奈課長、堀課長代理、船富計画工務係長 教育総務課 : 西川課長	
審議対象期間	平成 3 0 年 4 月～平成 3 0 年 9 月	
抽出案件	6 件	通常指名競争入札 ・ 3 - 1 7 号線污水圧送管布設工事 ・ (改良30-1) 泉北水道送水管更新工事 ・ (改良30-7) 東羽衣 2 0 1 号線他老朽管更新工事 随意契約 ・ ブロック塀改修工事 (コアラ公園) ・ 高石中学校防球ネット改修工事 ・ 高石市立高陽小学校体育館屋根その他緊急修繕工事
一般競争入札	1 件	
公募型指名競争入札等	1 件	
通常指名競争入札	3 件	
随意契約	3 件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	別紙のとおり	
委員会意見の内容	今期の入札契約手続きは概ね妥当である。	

委員	事務局
1 平成30年度上半期の工事請負に係る入札及び契約手続の運用状況について	
	<p>○ 入札及び契約の運用状況について事務局から説明があった。</p> <p>平成30年度上半期の平成30年4月1日～30年9月30日では、総契約件数が38件、契約金額の合計は4億6374万9840円、平均落札率は79.8%となっている。</p> <p>入札・契約方式別では、通常指名競争入札及び随意契約であり、一般競争入札及び公募型指名競争入札については該当がなかった。</p> <p>発注機関別では、契約検査課発注分については、通常指名競争入札が13件、随意契約が14件、上下水道課発注分については、通常指名競争入札が11件であった。</p> <p>昨年度との比較では、平成29年度上半期が、契約件数35件、契約金額が約10億6000万円に対し、平成30年度上半期は、契約件数が38件、契約金額が約4億6000万円と件数では上回っているものの、金額は昨年度上半期実績を下回った。</p> <p>平成30年度上半期発注分の工事の特徴として、本年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀等が倒壊する事故を受け、本市では、公共施設のブロック塀等を点検・調査し、ブロック塀等が現行の建築基準法施行令に定める設置基準に適合しないものやブロック塀等の傾き・グラつき・亀裂など老朽化が顕著なものについて、緊急的に撤去及び改修等の工事を行うため、予算の専決処分を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により11件の随意契約を行った。</p> <p>また、同年9月4日、近畿地方に上陸した台風21号によって被害を受けた公共施設についても、早急な改修工事並びに緊急修繕工事が必要となった箇所について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号の規定により2件の随意契約を行った。</p>

	<p>なお、これら随意契約による緊急工事 13 件の契約金額は、約 2048 万円であった。</p> <p>また、緊急工事 13 件を除く、通常指名競争入札（上下水道課発注分含む）24 件及び随意契約 1 件の契約金額合計は約 4 億 4300 万円であった。</p> <p>水道事業においては、水道老朽管の更新工事に引き続き力を入れており、契約金額全体の約 58%であった。</p>
<p>2 平成 30 年度上半期における指名停止の状況、談合情報の状況及び契約解除の状況について</p>	
	<p>○ 指名停止の状況、談合情報及び契約解除の状況について事務局から次のように説明があった。</p> <p>平成 30 年度上半期の指名停止の状況については合計で 11 件であった。</p>
<p>3 抽出事案の審議について</p>	
<p>○ 抽出担当委員から抽出理由について次のような説明があった。</p> <p>まず、契約検査課発注分の通常指名競争入札が 13 件あり、全て抽選による落札であったので、一番高額な案件について、手続きが適正に行われたか精査するため抽出した。</p> <p>次に、今回、特筆すべきものとして、随意契約が 14 件あるが、これらの公正性等の観点から、緊急性との兼ね合いの確認等を行うため、3 件抽出した。その 3 件のうち 1 件は、複数社から見積が提出されているが、他の 2 件については 1 社単独による契約事案について抽出した。</p> <p>上下水道課発注の工事については、工種が土木一式工事、管工事の各 1 件を抽出した。</p> <p>これら 2 件は、工事内容がほぼ類似しているにも関わらず、業者選定の手続きが異</p>	

<p>なっていることから、それらを検証するため抽出した。</p> <p>○3-17号線汚水圧送管布設工事</p> <p>Cランクの業者11社のうち、特定建設業の許可を持つ1社とあるが、許可を持つ業者が1社だけだったということか。</p> <p>○ブロック塀改修工事（コアラ公園）</p> <p>各業者の見積もり金額に随分、差があり、落札率が非常に低いが、工事の品質について問題はないのか。</p> <p>落札率が低くなった主な理由は何か。</p> <p>他のブロック塀の工事における見積もり金額の傾向はどうか。</p> <p>仕様書、設計金額に問題は無かったのか。</p> <p>落札率が低いことを否定するものではな</p>	<p>その通りである。</p> <p>随意契約、競争入札に関わらず、発注に際しては仕様書等の設計図書において施工内容や使用材料等の規格を定めており、施工に際しては、市の監督員が施工管理を行い、竣工検査時には市の検査員が仕様に基づいた施工が適正に行われているかを確認したうえで工事目的物の引渡しを受けているので、品質に問題は無いと考えている。</p> <p>特に理由は確認していない。</p> <p>工事によって、落札率や参加した業者は様々であった。</p> <p>工事内容や工期、施工場所等がそれぞれ異なることから、落札率や参加業者にバラつきが生じたと考えている。</p> <p>仕様書等の設計図書に問題は無いと考えているが、設計金額に関して、通常の工事では公共積算基準に基づき設計金額（予定価格）を設定しているが、今回、早急に対応する必要があったことから、業者から提出された仮見積額を参考に予算を専決し、予定価格を設定した。これも落札率がバラつく一因と推測している。</p> <p>落札率が低い案件については、契約担当課、</p>
--	--

<p>いが、緊急性を要する事業であっても、予定価格と落札金額に乖離がある場合は、その理由を客観的に説明できるようにしておくことが重要である。</p> <p>○高石中学校防球ネット改修工事</p> <p>本工事の前に応急修繕を行ったとのことだが、それも随意契約か。また、どのような内容の修繕を行ったのか。</p> <p>1 者随意契約の理由は、他の業者では対応できなかったのか。</p>	<p>工事担当課合わせて原因を確認し、工事品質を含め、客観的に説明できるようにしていきたい。</p> <p>応急修繕については随意契約により行った。</p> <p>修繕内容は、台風 21 号の影響により防球ネットのコンクリート製支柱が傾き、倒壊する恐れがあったため、傾いた支柱を復旧するものであるが、当該修繕を試みたところ、支柱が地中で折損しており、他の支柱も同様な状況であることが判明しことから、至急、新たな支柱を用いて改修工事を行う必要が生じ、応急修繕の受注者と随意契約により本改修工事を行ったものである。</p> <p>当該業者者は、この応急修繕で現場の状況を熟知していたことに加え、当時、北海道や大阪北部での地震による影響で全国的にコンクリート製支柱の調達が困難な状況のなか、資材を保有しており、唯一対応可能な業者であったことから 1 者による随意契約とした。</p>
<p>○高石市立高陽小学校体育館屋根その他緊急修繕工事</p> <p>市内業者に問い合わせたということだが、何社に問い合わせたのか。</p> <p>この工事は、中小の業者でも対応できる内容なのか。</p>	<p>[教育総務課]</p> <p>対応可能と考えられる市内業者 5 社に電話で問い合わせを行った。</p> <p>[建築住宅課]</p> <p>台風によってめくれた屋根等を応急的に復旧する工事であるため、中小の業者であっても対応可能である。</p> <p>ただし、本工事については高所作業車及び必要資材を早急に手配し、復旧を行う必要が</p>

<p>○（改良 30-1）泉北水道送水管更新工事</p> <p>11 社の参加があったが、工事内容としては比較的容易な工事か。</p> <p>○（改良 30-7）東羽衣 2 0 1 号線他老朽管更新工事</p> <p>工事概要が前案件とほぼ同様であるが、工種が管工事となっており、選定業者も異なっている理由は。</p> <p>前案件と本案件共に 4 千万円前後の規模であるが、他方では 1 千万円を下回る工事もある。</p> <p>比較的規模の大きい工事を分割発注する可能性はあるのか。</p>	<p>あり、市内業者に問い合わせを行った中で、対応可能であった業者が 1 者のみであったものである。</p> <p>[上下水道課] 一般的な土木一式工事である。</p> <p>[上下水道課] 水道事業については、「高石市水道事業指名競争入札参加者選定基準」の規定に基づき業種決定及び指名業者の選定を行っている。</p> <p>当該基準では水道管布設に係る工事の業種を決める上で、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「国道の横断、軌道の横断が伴う工事」 2. 「推進工事など特殊な工法を行う工事」 3. 「主口径が内径 300mm 以上である工事」 4. 「その他管理者が必要と認める工事」 <p>の 4 要件があり、何れかに該当する工事については土木一式工事、それ以外の工事は管工事として発注することとしており、選定業者についても各業種を希望する業者を選定している。</p> <p>前案件の（改良 30-1）泉北水道送水管更新工事では 300mm 管の工事があり、3 番の要件に該当することから、土木一式工事として発注したものである。</p> <p>[上下水道課] 工事の施工範囲や規模等を総合的に検討し、合理的な規模を決定している。</p>
---	--